

文部科学省国立研究開発法人審議会令
(平成二十七年四月十日政令第百九十三号)

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 文部科学省の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）は、委員二十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員は、学識経験のある者（その者が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、研究開発（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第三項に規定する研究開発をいう。以下この条において同じ。）に関する高い識見を有する者）のうちから、文部科学大臣が任命する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者（その者が外国人である場合にあっては、当該特別の事項に係る研究開発に関する高い識見を有する者）のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者（その者が外国人である場合にあっては、当該専門の事項に係る研究開発に関する高い識見を有する者）のうちから、文部科学大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることがある。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員（外国人である委員を除く。）のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員（外国人である委員を除く。）のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第六条 審議会は、会議を開き、議決する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 外国人である委員及び議事に関係のある外国人である臨時委員の数が、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の五分の一を超えないこと。

二 委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席すること。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(資料の提出等の要求)

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、文部科学省科学技術・学術政策局研究開発戦略課において処理する。

(審議会の運営)

第九条 この政令に定めるもののほかに、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年政令第二百五十九号）（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則

平成二十七年五月十五日決定

平成三十一年二月七日改正

文部科学省国立研究開発法人審議会

文部科学省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十三号）第九条の規定に基づき、文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 文部科学省の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、文部科学省国立研究開発法人審議会令（以下「令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

（書面による議決）

第三条 会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該事案に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い合わせ、その結果をもって審議会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合は、会長が次の会議において報告しなければならない。

（議決権の特例）

第四条 委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、審議の対象となる国立研究開発法人の役職員（委託研究等により当該国立研究開発法人と密接な関係を有する場合を含み、競争的資金により雇用されている場合を除く。）は、当該国立研究開発法人に係る評価に関する意見の全部又は一部についての議決権を有しないものとする。

2 審議会が別に定めるところにより、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、審議の対象となる国立研究開発法人に利害関係を有する者は、当該国

立研究開発法人の評価に係る意見の全部又は一部についての議決権を有しないものとする。

(部会)

第五条 部会の名称及び所掌事務は、会長が審議会に諮って定める。

- 2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。
- 3 委員は、必要に応じ、分属する部会以外の部会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 令第五条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。
- 5 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(委員会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は会長が指名する。
- 3 委員会に主査を置き、当該委員会に属する委員等のうちから会長の指名する者が、これに当たる。
- 4 主査は、当該委員会の事務を掌理する。
- 5 委員会の会議は、主査が招集する。
- 6 主査に事故があるときは、当該委員会に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 主査は、委員会における調査の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。

(会議の公開)

第七条 審議会の会議は、公開して行う。ただし、会長の決定その他の人事に係る案件、国立研究開発法人の業務の実績に関する評価に係る案件その他審議の円滑な実施に影響が生じるものとして審議会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。

2 審議会の会議の公開の手続その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、審議会の決定の日（平成二十七年五月十五日）から施行する。

附 則

この規則は、審議会の決定の日（平成三十一年二月七日）から施行する。

議決権の特例等について

平成27年5月15日
文部科学省国立研究開発法人審議会決定

文部科学省の国立研究開発法人審議会における議決権の特例等について、次のように定める。

(議決権の特例)

- 第一条 文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則（以下「運営規則」という。）第四条第二項に規定する国立研究開発法人に利害関係を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 当該国立研究開発法人の法人経営又は事業運営に関する企画及び立案並びに評価に関する会議等に出席し、謝金を受けている者（年に数回程度行われる提案公募事業の審査又は専門的な助言に係る謝金を受けている者を除く。）
 - 二 当該国立研究開発法人が実施する講演等に講師等として出席し、継続的に報酬を受けている者
 - 三 所属機関の常勤の役員であり、当該所属機関に対して当該国立研究開発法人から金銭提供がある者
 - 四 自ら研究申請者となって当該国立研究開発法人から研究費の配分を受けている者（研究分担者として研究費の配分を受けている者を除く。）

(議決権を有しない者の人数)

- 第二条 文部科学省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十三号）第六条第一項の場合における委員及び議事に關係のある臨時委員の人数の計算については、議決権を有しない者を除くものとする。
- 2 文部科学省国立研究開発法人審議会令第六条第二項の場合における委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものとの人数の計算については、議決権を有しない者を除くものとする。

文部科学省国立研究開発法人審議会の公開に関する規則

平成二十七年五月十五日決定

令和三年十二月二十二日改正

文部科学省国立研究開発法人審議会

文部科学省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十三号）第九条の規定に基づき、文部科学省国立研究開発法人審議会の公開に関する規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 文部科学省国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）の公開の手続その他の審議会の公開に関し必要な事項は、文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則（以下「運営規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の傍聴）

第二条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省科学技術・学術政策局研究開発戦略課の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者（次項において「登録傍聴人」という。）は、審議会が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。

3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（会議資料の公表）

第三条 会長は、審議会において配付した資料を公表しなければならない。ただし、運営規則第七条の規定により会議を非公開とすることとされた案件に係るものについては、会長が審議会に諮って当該資料を非公表とすることができます。

（議事録の公表）

第四条 会長は、審議会の議事録を作成し、会議の公開又は非公開にかかわらずこれを公表しなければならない。ただし、会長が必要と認めるときは、審議会に諮った上で、議事録の一部又は全部を非公表とすることができます。

（議事要旨の公表）

第五条 事務局は、審議会の会議の議事要旨を作成し、原則としてこれを公表するものとする。

附 則

この規則は、審議会の決定の日（平成二十七年五月十五日）から施行する。

附 則

この規則は、審議会の決定の日（令和三年十二月二十二日）から施行する。